

企業年金ニュース 第45号

平成19年6月

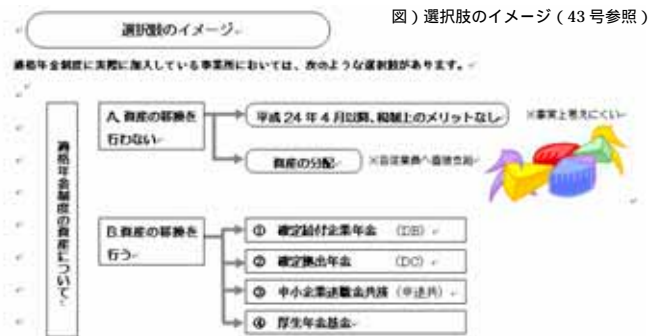
平成23年度をもって廃止される 適格年金制度 に加入中のみなさん！

制度廃止にむけて、対応に苦慮しているという声がいろいろと聞こえてきます。そこで企業年金ニュースでは19年3月号から数回にわけて、適格年金に関する特集を行っておりますので、今後のご対応の参考にしてください。

適格年金の資産移換が可能な制度 ~ 各制度の概要 ~

適格年金の廃止に伴い、適格年金を利用している企業は、2012（平成24）年3月末までに、新しい制度に移行することが求められています。期間内に適格年金の資産を **確定給付企業年金**、**確定拠出年金**、**中小企業退職金共済**、**厚生年金基金** の4つに移行する場合には、適格年金の資産に課税はされません。

今月号から、実質選択肢になるであろう ~ の3つの制度に絞ってご説明いたします。



確定給付企業年金 (DB = Defined Benefit)

確定給付企業年金は、バブル経済崩壊後、運用環境悪化の影響を受けた適格年金などの問題に対応するために、2002（平成14）年4月から施行された確定給付企業年金法に基づく企業年金制度です。

確定給付企業年金が適格年金の受給権保護の面を改良した仕組みとして、廃止される適格年金の受け皿のひとつと位置づけられています。（確定給付企業年金には、「規約型」と「基金型」の2つの制度があります。）

確定給付企業年金を導入できる企業

厚生年金適用事業所となっている企業であれば、確定給付企業年金を導入することができます。

受給権保護（従業員が給付を受ける権利）の仕組みが厳格であることや、行政の認可が必要となることから、信託銀行や生命保険会社は一般的に少人数の確定給付企業年金制度の受託に消極的であると言われています。しかし、アイ企業年金基金では、加入人数に制限等は設けておりません。



確定給付企業年金の仕組み

a. 積立不足の償却（受給権の保護）

確定給付企業年金は、適格年金の受給権保護の面を改良した制度です。適格年金では積立不足があっても、その償却は必ずしも事業主に法令上の義務はなかったのですが、確定給付企業年金では積立額が一定水準を下回った場合（次頁参照）には事業主に法令上、積立不足を償却する義務が生じることになりました。

また、適格年金においては、財政再計算時に剰余金が発生した場合、事業主に返還されてきましたが、確定給付企業年金では、剰余金が発生しても、事業主に返還されることはありません。

一定水準を下回った場合・・・毎事業年度において、実際の積立資産額が、「責任準備金額（将来にわたって制度が継続した場合に、現時点で積み立てておかなければならない金額）」および、「最低積立基準額（現時点で制度を終了した場合に、現在までの加入期間に見合った給付を加入者や年金受給権者に支払えるだけの現価相当額）」の水準を下回ること。



b. 給付設計

適格年金では、給付設計に自由度があるために、例えば定年のみの給付や、事業主が定める一定年齢や一定勤続年数以上者のみへの給付といったことも可能でした。

確定給付企業年金では、右のように、年金で支給される老齢給付金は、退職時ではなく一定の年齢からの支給としなければならず、脱退一時金は、遅くとも3年以上勤務した者には必ず支給しなければならないなど、給付の要件が法律で定められています。

参考) 確定給付企業年金 (DB) の給付要件

【老齢給付金】

- ・受給権の付与は、加入 20 年以下の期間で定めなければならない。
- ・60 歳以上 65 歳以下の規約で定める年齢に達したとき（在職者も受給可）。
- ・50 歳以上 60 歳未満の規約で定める年齢に達した日以降に退職した場合。
- ・一時金での受給も可能。

【脱退一時金】

- ・受給権の付与は、加入 3 年以下の期間で定めなければならない。
- ・老齢給付金の支給要件を満たさない退職者。

c. 労使合意

適格年金では、事業主が任意に受託機関と適年契約を締結することにより、制度を導入することができました。しかし、確定給付企業年金の導入にあたっては、労使合意に基づいて事業主が規約を作成したうえ、地方厚生局に申請し、厚生労働大臣の承認を得る必要があります。（届出が必要な場合...『d. 行政との折衝』参照）

労使合意は、厚生年金保険被保険者の過半数で組織されている労働組合との同意、または労働組合がない場合には、厚生年金保険被保険者の過半数を代表する者の同意を得ることが必要です。

d. 行政との折衝

適格年金制度では、総幹事（信託銀行、生命保険会社）が行政との折衝をしていますが、確定給付企業年金制度では、企業が行政と折衝をしなくてはなりません。アイ企業年金基金では、事務局が行政への申請などの事務を代行しているため、加入企業の事務負担を軽減することができます

【事務の代行を行っている内容】



- 規約の認可申請・届出
- 決算・財政再計算に関する届出
- 人員変動に関する届出 等

前回の届出より、加入者が2割以上変動した場合等、その都度行政への届出をしなくてはならないことになっています。

税制適格年金制度（適年）に加入されている場合は、お気軽に制度移行等についてご相談ください。これまで 100 社を超える企業を訪問し、蓄積したノウハウを、どうぞご活用ください！！

6月17日は父の日です。生まれてはじめて『父娘ふたり旅』をする予定です。場所は遠州三山とかなり近場ですが、めったにない機会なので、今年度で現役引退の父と温泉へゆっくり羽をのばしに行こうと思っています。これまで人生の先輩としていろいろとアドバイスを受けてきましたが、今回は、日頃なかなかいえない『ありがとう』の気持ちを口にだして表現してみるつもりです。『家族だから』、『恥ずかしいから』ってなかなか口に出せないことって多いけれど、たまには素直に表現する日があってもいいのかな...（お互いちょっと照れるだろうけど）、（里）



アイ企業年金基金

〒453-0804 名古屋市中村区黄金通 1-18
愛鉄連厚生年金基金会館 7 階
TEL・FAX : 052-481-5608
E-mail : aikikin@mediacat.ne.jp
窓口開設時間 : 平日(祝日を除く)9時~17時

企業年金ニュースのバックナンバーは愛鉄連厚生年金基金のホームページに掲載されています。

【愛鉄連厚生年金基金のホームページアドレス <http://www.aitetsurenkikin.or.jp>】